



2025 年 5 月 13 日

各位

会 社 名 住友商事株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾  
(コード：8053、東証プライム)  
問合せ先 広報部長 阿部 剛嗣  
(TEL：03-6285-3100)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様 1 名より、2025 年 6 月 20 日開催予定の第 157 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における議案について、別紙記載のとおり、①監査役会の財務リスク監査に係る情報開示及び②パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示について定款に規定することを求める株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を 2025 年 4 月 11 日付書面にて受領しております。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議しましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 本株主提案の内容  
別紙 1 をご参照ください。
2. 当社取締役会意見

#### 議案① 定款の一部変更の件（監査役会の財務リスク監査に係る情報開示）

本株主提案に反対いたします。

監査役は毎年度監査の方針・計画を策定し、当社における重要課題を念頭に監査の重点を定め、うえで監査を行い、監査活動やその結果を適切に開示していること、及び、事業環境の変化に応じた重要課題を踏まえて行う監査において、特定の事項に関して常に監査報告書に詳細の記載を義務付けることは適切でないことから、当社は、本株主提案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

詳細は以下(1)及び(2)に記載のとおりです。なお、監査役会においても異論がない旨を確認しています。

## (1) 重要課題を踏まえた監査と監査活動の開示

- ・ 当社は、住友の事業精神を事業活動の拠り所として、当社グループの経営理念そしてマテリアリティ等の重要課題を定めており、当社の経営執行や取締役会においては、常にこれらの観点での審議を行っています。また、中期経営計画において取締役会が掲げる対処すべき経営課題を特定し、成長戦略とともに各種施策を講じています。(住友の事業精神、当社グループの経営理念及びマテリアリティについては、別紙2をご参照ください。)
- ・ 当社グループは多様な産業、広範な地域に事業展開しており、また外部環境の変化が加速するなか、財務リスクを含む様々なリスクを適切にコントロールすることにより、企業価値の持続的な向上を目指しています。その実現のため、当社は、内部統制システムを含むガバナンス体制を構築、運用し、その深化に継続的に取り組んでいます。(サステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制については、別紙2をご参照ください。)
- ・ 監査役会は、これらの重要課題と経営課題を念頭に、上述のガバナンス体制を踏まえて、「監査方針及び監査計画」を毎年策定し、その時々において注力すべき監査の重点を定め、監査しています。監査の重点は社会環境の変化など複数の要素が絡み合い、画一的な評価基準や枠組みのみに基づき監査することは適切ではないことから、毎年更新しています。
- ・ 監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査部門及び会計監査人等と連携しながら、取締役会及び経営会議を含む重要会議への出席や決裁書類の閲覧、執行責任者のヒヤリング等を通じて経営執行及び取締役会による意思決定及び監督の妥当性等を監査、評価しています。
- ・ これら監査を適切に遂行するため、監査役には、監査において重視する「企業経営」「財務・会計」及び「法務・リスクマネジメント」の分野において高度な専門知識を持つ人材を選任しています。
- ・ また、有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書等の媒体において、監査の状況や監査の重点項目等について開示しています。加えて、2024年度における、監査役会の監査方針・計画、監査の重点等の監査役会の活動実績を別紙3に掲載しています。

## (2) 事業環境の変化に応じた監査の重要性

- ・ 以上のとおり、監査役は適切に監査を行っており、また、法令及び実務上の慣行に則り、監査の結果重大な事実が認められない場合、監査報告書には評価の結果を簡潔に開示しています。監査報告書は、株主・投資家を含む様々なステークホルダーが企業の財務情報や経営状況の信頼性を確認するための重要な情報開示であり、企業の置かれた状況に応じて必要かつ適切な情報を分かりやすく記載するものです。
- ・ 当社グループの事業を取り巻く外部環境は加速度的に変化しており、これに伴いコントロールすべきリスクが多様化していくことから、当社の内部統制システムを含むガバナンス体制も適時かつ柔軟に変化させていく必要があります。
- ・ それに応じて、監査役会として注力すべき監査項目も変化することから、広範な監査対象のうち特定の事項に関し、監査報告書に常に詳細な記載を行うことは、監査報告書の内容に関する事業環境の変化に応じた柔軟性と重要事項のバランスが失われる恐れがあります。

## 議案② 定款の一部変更の件（パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

本株主提案に反対いたします。

企業価値向上のためには機動的な取組み体制であるべきこと、気候変動の取組みに対する適切なガバナンス・リスク管理体制を設けていること、また、サステナビリティ情報開示の充実に向けて取り組んでいることから、当社は、特定の事項の開示に関する本株主提案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

詳細は以下(1)から(3)に記載のとおりです。

### **(1) 企業価値向上のための機動的な取組み体制の重要性**

- ・ 住友の事業精神及び当社グループの経営理念を踏まえた、当社グループが取り組むべき重要な社会課題であるマテリアリティを経営の根幹に据え、社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長することを目指すサステナビリティ経営を推進しています（マテリアリティについては、別紙 2 をご参照ください）。当社は、マテリアリティの各課題に対する中長期目標を設定しており、その達成に向けた取組みを継続しながら、必要に応じて機動的に施策を立案し、速やかに実行していくことが企業価値の持続的な向上に繋がると考えます。
- ・ 定款は会社の組織等に関する基本的な事項を定めるものであり、特定の開示に関する個別具体的な事項を定めるものではありません。サステナビリティに関するシナリオのように刻々と変化しうる内容に関する対応については、今後も柔軟で機動的な取組み体制を維持し、絶えず株主・投資家を含むステークホルダーの皆様のご意見をいただきながら取組みの充実を図ってまいります。

### **(2) 気候変動の取組みに対する適切なガバナンス・リスク管理体制**

- ・ 当社は、当社グループの気候変動関連を含むサステナビリティに関する重要事項については、経営会議の諮問機関であるサステナビリティ推進委員会で議論し、経営会議及び取締役会で議論を行い、決定しています。
- ・ 2023 年には、ESG に関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。
- ・ 取締役を含む当社役員がサステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、2023 年に役員報酬における株式報酬制度を改定し、非財務指標の一つとして「気候変動問題対応」の評価結果を役員の株式報酬に反映しています。
- ・ 本総会において監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、社外取締役を過半数とすることでモニタリング機能を一層強化します。

- ・ リスク管理の観点では、気候変動関連を含むサステナビリティに関するリスクと機会の状況について、定期的に経営会議・取締役会にてモニタリングを行っています。個別事業においては、新規投融資の実行前に社会・環境への影響に関する評価を踏まえた意思決定がなされる体制を整えており、また、既存事業に関しても、各事業における社会・環境関連リスクを定期的に確認しています。（サステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制については、別紙2をご参照ください。）

### (3) サステナビリティ情報開示の充実に向けた取組み

- ・ 当社は、国際的な開示フレームワークに基づき、気候変動、自然資本、人権に関する情報開示の充実に取り組んでおり、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準を踏まえサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した国内のサステナビリティ開示基準への対応も順次進めています。
- ・ 気候変動に関しては、2020年から気候変動財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言のフレームワークに沿った開示を実施しています。気候変動関連の財務的影響の開示の基礎となりうる移行リスク・機会、物理的リスクに関するシナリオ分析を行っており、これまで対象シナリオの追加・更新や物理的リスクの分析対象事業の拡大等の拡充を図ってきました。石炭火力発電事業、一般炭・原料炭の上流権益事業、ガス・LNGの上流権益事業については、持分発電容量やエクスポージャーなど関連指標を開示しています。
- ・ 国際基準との整合が確保されたSSBJの基準導入を見据え、2024年3月期の有価証券報告書より、可能な限り同基準に準拠したサステナビリティ開示を行っています。サステナビリティ経営の全体像、気候変動問題に対する取組みに加え、人権尊重及び人的資本に関する開示についても、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの要素により分析、報告しています。
- ・ サステナビリティ開示拡充の一環として、SSBJの「一般開示基準」（テーマ別基準第1号）及び「気候関連開示基準」（テーマ別基準第2号）についても順次対応を進めています。当社にとって財務的影響の観点で重要な事業の特定をはじめ、サステナビリティ観点のリスク・機会に対する上記4つの要素の検討や情報収集のみならず、ガバナンス・リスク管理体制も構築したうえで、当社事業に影響の大きいサステナビリティ関連情報（含む、財務的影響）を2027年3月期の有価証券報告書より開示することを計画しています。

なお、当社グループはマテリアリティの一つに「気候変動問題の克服」を掲げ、中長期目標の達成に向けて取り組んでいます。取組みの詳細は以下をご参照ください。

#### ① 中長期目標と主な実績

- ・ 当社グループは、2019年に「気候変動問題に対する方針」を取締役会にて決議・制定しており、2050年にカーボンニュートラル化することを目指しています。同方針の下、カーボンニュートラル化の対象範囲には、当社及び子会社のScope1・2に加え、発電事業及び化石エネルギー権益事業も含めています。また2050年に向けた中間目標として、2035年に基準年度（2019年

度)比50%以上削減することを定め、具体的なマイルストーンを設定のうえ、その進捗をモニタリング・開示しています。

- ・ 例えば、これまですべての石油上流権益を売却した他、2024年5月には、昨今の気候変動対策やエネルギー安全保障といった各種外部環境の変化を踏まえつつ、カーボンニュートラル化の実現にむけた多様な道筋を追求すべく、当社グループの気候関連方針を改定しました。持分発電容量ベースの比率目標の更新、従来の一般炭鉱山開発事業から生じる間接的CO<sub>2</sub>排出量をゼロとする時期を2020年代後半まで前倒しすること、及び天然ガス開発事業については社会のエネルギー・トランジションに資する案件に限り取り組むことを明確にしました。

## ② 将来への布石

- ・ 当社は気候変動に伴う変化を機会と認識し、2030年までに再生可能エネルギーの持分発電容量を5GWまで拡大する目標を掲げて事業開発に取り組んでいます。例えば、再生可能エネルギー事業については、風力、太陽光、地熱発電事業など、日本国内はじめ、欧州、北米、アジアなどの地域を中心に拡大しています。2025年には、福島県阿武隈地域で国内最大の陸上風力発電所の商業運転を開始しました。また、発電事業に加え、再生可能エネルギーの安定供給、及び普及拡大に貢献する大型蓄電事業においては、2023年に、北海道千歳市において日本で初となる大型系統用蓄電所の稼働を開始しています。洋上風力分野においては、2024年度に、着床式洋上風力発電の基礎構造物の製造最大手へ出資参画したことをはじめ、発電機の建設支援船及び重量物運搬船などの保有・運行、浮体式構造物のサプライチェーン構築など、幅広い領域で事業を展開しています。
- ・ また、2024年度に当社グループ全体におけるサプライチェーン上のGHG排出量(Scope3)の算定等も行いました。社会のカーボンニュートラル化への貢献に向けてステークホルダーと共に取り組むとともに、グリーントランスフォーメーションを通じて成長を加速させ、企業価値の最大化に努めていきます。

以上

別紙1：本株主提案の内容

別紙2：住友の事業精神、当社グループの経営理念、マテリアリティ及びサステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制

別紙3：監査役会の活動実績

## ■ 本株主提案の内容

### 議案 1 定款の一部変更の件（監査役会の財務リスク監査に係る情報開示）

#### 提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。なお、当会社が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した場合には、「監査役及び監査役会」は「監査等委員及び監査等委員会」に修正するものとする。

#### 第 5 章 監査役及び監査役会

##### 第 3 1 条 監査役会の財務リスク監査の情報開示

当会社は、ガバナンス体制や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、並びに取締役の職務執行の妥当性を監査する監査役及び監査役会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。なお、当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針およびプロセスの妥当性に関する監査役及び監査役会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて当会社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、並びに、その評価の根拠
2. 当会社が特定した重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

#### 提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国外不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク（気候関連財務リスク等）に対する監督体制の実効性についても同様である。例えば、2023 年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資するものである。（399 文字）

議案2 定款の一部変更の件（パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

#### 提案内容

以下の章を新設し、以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

#### 第 章（気候変動関連リスク管理）

#### 第 条（パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

当会社が、脱炭素社会の実現への貢献として2050年カーボンニュートラル化を目指していること、パリ協定（1.5度目標の追求）へのコミットメント、気候変動による物理的リスクに伴う経済的コスト、及び当会社の事業計画を踏まえ、当会社は以下の事項について定量的評価を開示する。なお、当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

1. 1.5度の温暖化シナリオの下で、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある移行リスクに起因する財務的影響（潜在的な資産減損を含む。）の見通し
2. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が提示する「現行政策シナリオ（Current Policies Scenario）」等、気候科学に基づく、パリ協定気温目標をオーバーシュートするその他のシナリオを前提に、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある物理的リスクに起因する財務的影響（潜在的な資産減損を含む。）の見通し
3. 上記1)及び2)のリスクに起因する財務的影響の見通しが、将来における資本支出の評価及び意思決定プロセスに及ぼす影響の度合い

#### 提案理由

本提案は、1.5度上昇シナリオ及びオーバーシュートシナリオ下での資本支出計画など、複数の気候シナリオ下で予測される財務的影響の開示を求めるものである。当社事業の現状は、MSCIの分析では気温上昇2.6度シナリオに相当する水準であるため、パリ協定目標達成に向けた政策・市場変化に起因する資産減損等の移行リスクに晒されているが、当社はこれらの財務的影響についての評価を開示していない。気候科学によれば、1.5度の温暖化シナリオが気候関連の財務リスクが最も低く、2.3度まで上昇した場合、その物理的影響による日本経済の損失は2050年までに約952兆円に達すると試算されている。本提案が求める開示は、気候変動が当社の財務安定性と将来収益性にどのような影響を及ぼしうるかについての投資家の十分な理解を促進し、透明性の向上により、株主との建設的な対話が促され、中長期的な企業価値の向上にも資するものである。(398文字)

## ■ 住友の事業精神、当社グループの経営理念、マテリアリティ及びサステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制

### (1) 住友の事業精神、当社グループの経営理念・行動指針

- ・ 約 400 年前から受け継がれている「住友の事業精神」は、当社グループの事業活動の拠り所です。その中の「自利利他公私一如」（自らに価値をもたらすと同時に自らを取り巻く社会にも価値をもたらし、ともに成長を実現すべし）という言葉には、環境問題や地域社会への貢献など公利公益を重んじる姿勢が体现されています。
- ・ 当社グループの「経営理念」は、上述の「住友の事業精神」をベースに、今日のかつグローバルな視点を加えて、平易かつ体系的に整理し直したものです。「行動指針」は、「経営理念」を実現するための企業及び役員・社員の日常の行動の在り方を定めたガイドラインです。
- ・ 「経営理念」に掲げているように、当社グループの社会的使命は、健全な事業活動を通じて、株主、取引先、地域社会の人々、そして社員も含め、世界中の人々の経済的・精神的な豊かさと夢を実現することであると考えています。また、個々人の人格を尊重し、「住友の事業精神」の真髄である「信用を重んじ確実を旨とする」という経営姿勢を貫き、一人一人の主体性、創造性が発揮され、改革と革新が不断に生み出されるような企業文化を大切にしています。
- ・ 私たちは、「経営理念」や「行動指針」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目指すべき企業像 | 私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、<br>広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。                                                                                                                                                                                                                   |
| 経営理念     | <p>〈企業使命〉健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。</p> <p>〈経営姿勢〉人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。</p> <p>〈企業文化〉活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。</p>                                                                                                                                                              |
| 行動指針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住友の事業精神のもと、経営理念に従い、誠実に行動する。</li> <li>●法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。</li> <li>●透明性を重視し、情報開示を積極的に行う。</li> <li>●地球環境の保全に十分配慮する。</li> <li>●良き企業市民として社会に貢献する。</li> <li>●円滑なコミュニケーションを通じ、チームワークと総合力を発揮する。</li> <li>●明確な目標を掲げ、情熱をもって実行する。</li> </ul> |

## (2) マテリアリティ

- マテリアリティは、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一歩進んだ中長期のコミットメントです。2024 年 5 月には、気候変動問題や生物多様性の損失等社会課題の一層の深刻化や、当社グループの強みやステークホルダーからの期待も踏まえ、改めて価値創造の観点から社内外のステークホルダーと約 1 年にわたり議論を行い、経営会議、取締役会での承認を経て更新を行いました。改訂したマテリアリティは以下のとおりです。



### 安心で豊かな暮らしを実現する

さまざまな国や地域の人々のニーズを先取りし、全ての人々が心身ともに豊かな暮らしをおくり、当社グループと地域社会がともに成長・発展する好循環を生み出します。



### 気候変動問題を克服する

それぞれの産業や地域等の有する特性を踏まえながら、社会の脱炭素化にステークホルダーとともに取り組み、カーボンニュートラルでレジリエントな社会の実現を推進します。



### 自然資本を保全・再生する

自然と共生する社会の実現に向けて、事業による自然資本への負荷を回避・最小化するとともに、循環型経済の構築等を通じて、自然資本を保全するのみならず再生・有効活用も追求していきます。



### 人権を尊重する

サプライチェーンに関わるすべてのステークホルダーの人権の尊重に努めることが、あらゆる企業活動の基盤です。負の影響の把握・是正に取り組むとともに、ステークホルダーの安心・安全の実現を目指します。



### 人材育成とDE&Iを推進する

DE&Iを価値創造、イノベーション、競争力の源泉と位置づけ、多様なバックグラウンドを有する人材が各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営資本である人財の育成・活躍推進に取り組みます。



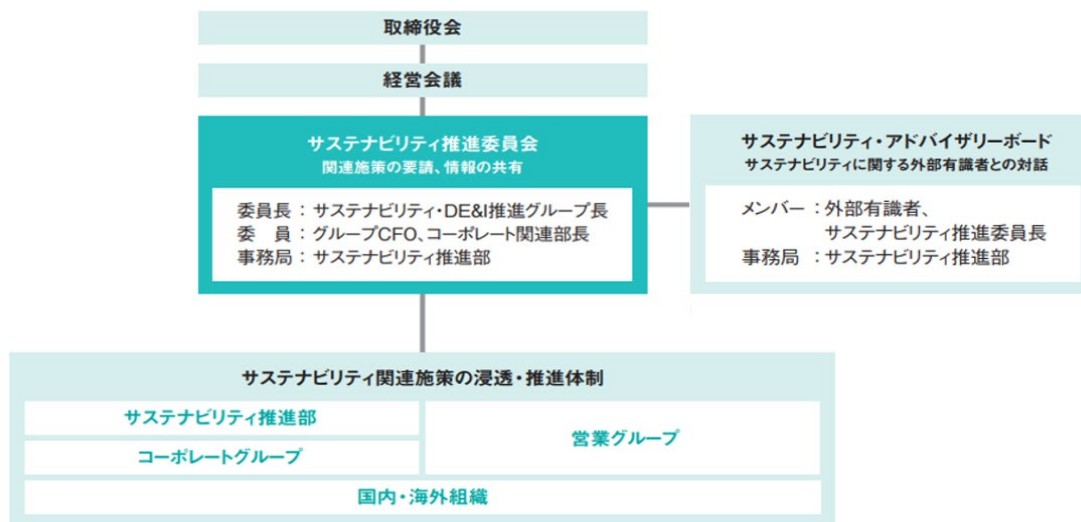
### ガバナンスを維持・強化する

事業環境の変化に機敏に対応する自律的なグループ経営体制を構築し、効率的かつ健全で透明性のあるガバナンス体制を維持・強化します。

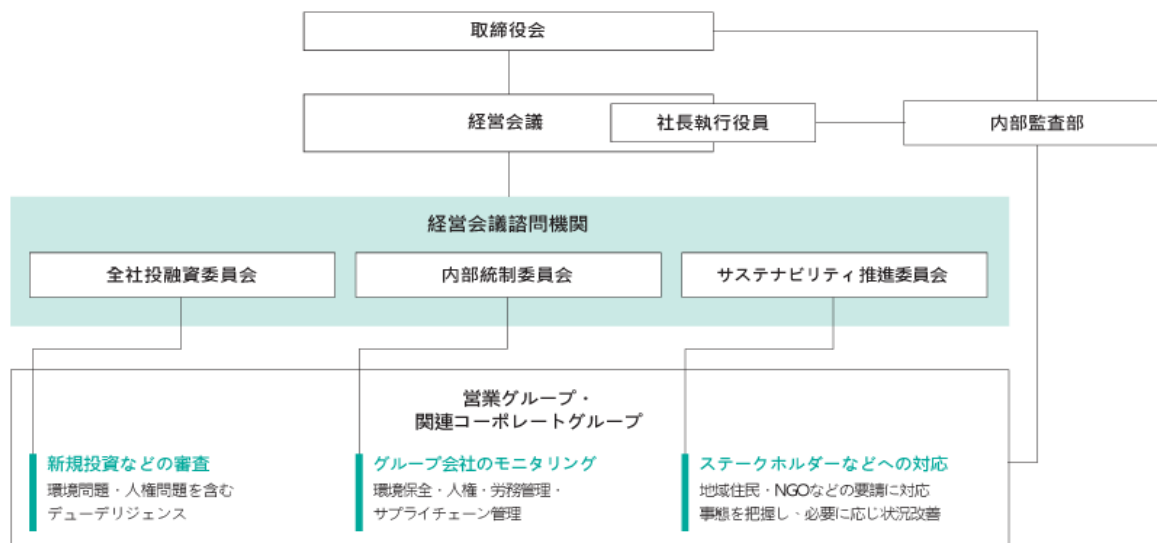
- 当社は、マテリアリティで特定した各課題に対して中長期目標を設定し、達成に向けそれぞれの組織において具体的なアクションプランを定め取り組みを推進しており、課題の解決を通じて持続的な成長を実現してまいります。

### (3) サステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制

- 取締役会は、サステナビリティ関連の重要な方針の決定や中長期目標の進捗確認など行うとともに、経営会議がサステナビリティ推進委員会に諮問したうえで意思決定及び業務執行の状況をモニタリングしています。2023年には、ESGに関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。



- 社会・環境関連リスクについては、新規投融資の実行前に、社会・環境への影響に関する評価を踏まえた意思決定がなされる体制を整えており、気候変動の移行リスク・物理的リスクについても分析を行い、投資判断時の将来事業への影響の確認に活用しています。既存事業に関しても、内部監査を含む定期的なモニタリングの全社的なフレームワークを整え、気候変動を含む社会・環境関連リスクを確認しています。
- これらモニタリングの結果や個別案件の重要な社会・環境問題への対応は、必要に応じ外部専門家の助言も得て検討し、関連する社内の委員会での審議を経て経営会議・取締役会に付議・報告しており、取締役会の監督のもと、その管理体制の強化に取り組んでいます。



## ■ 監査役会の活動実績

監査役は、株主の負託を受けた独立した立場で、取締役の職務執行状況を監査することにより、当社及び当社グループの健全な発展に貢献するために監査活動を行っています。監査役会による監査報告書に関して、監査の透明性及びステークホルダーとの対話の実効性を高めたいと考え、当期の具体的な活動実績を報告いたします。

### 1. 監査方針及び監査計画

監査役会は、毎年監査基本方針、監査の重点、監査計画及び監査役の職務分担を「監査方針及び監査計画」として定めています。監査計画を策定するにあたり、監査役会では、取締役会が対処すべき課題として掲げている事項を念頭に置きながら、当該年度において監査役会として注力すべき項目を監査の重点として定めています。

#### 2024 年度『監査方針及び監査計画』（抜粋）

##### 基本方針

- （１）法令及び定款に照らした会社業務の適法性の確認。
- （２）会社への著しい損害又は会社業務への重大な支障の防止・発見。
- （３）会社業務の適正な運営、健全な発展への貢献。

##### 監査の重点

当社グループが、社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長する企業グループを目指してマテリアリティを更新し、「中期経営計画 2026」では「No.1 事業群」をテーマに掲げ、競争優位を磨き、飛躍的な成長を実現すべく「事業ポートフォリオ変革」を加速させ、「強みを核とした成長」及び「成長の原動力の強化」に重点的に取り組むことを踏まえつつ、以下事項の監査に取り組む。

- （１）会社法その他の法令、当社定款及び社内規則並びに「住友商事グループの経営理念・行動指針」の遵守状況。
- （２）法令等遵守体制、リスク管理体制等の住友商事グループとしての内部統制システムの構築・運用状況。
- （３）金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築・運用状況。
- （４）会計監査人の独立性、専門性、監査品質管理体制の監視・検証を通じた財務報告の適正性。

##### 監査計画及び監査役の職務分担

- （１）重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、組織長ヒヤリング、会長・社長との意見交換、事業拠点訪問（又は WEB 面談）等を通じ、業務執行の状況及び意思決定の状況を監査し、必要に応じ意見の陳述、助言又は勧告を行う。
- （２）上記（１）に記載の実施事項に加え、内部監査部、コーポレートグループ関係各部、事業会社監査役等から適時に報告を受け、連結ベースの内部統制の整備・運用・評価・改善状況に関する情報を得るとともに、必要に応じ意見を述べる。
- （３）会計監査人との定期的な打合せを通じ、会計監査の実施状況を適時的確に把握し、会計監査人の独立性及び監査品質が確保され、適正な会計監査が実施されていることを確認する。
- （４）常勤監査役は、日常監査活動で得た情報を適宜社外監査役に共有し、監査役監査の実効性向上に努める。

## 2. 監査役会

監査役会では、法定事項の決議・協議を行うほか、各監査役による活動状況の共有や取締役会付議案件の事前説明を受ける等して、監査役による監査活動の効率化と質的向上を図っています。

### 監査役会の開催状況

2024年度の監査役会の開催回数は17回、付議件数は82件ありました。主な議題は、監査方針及び監査計画、監査報告書などの決議及び協議事項が13件、内部監査に関する報告、会計監査人による報告、取締役会付議案件の事前説明などの報告案件が69件ありました。また、監査役会の付議案件とは別にオフサイトセッションを13回設け、当社機関設計の在り方などを議論しました。

## 3. 監査役の主な活動実績（2024年度）

各監査役は2024年度「監査方針及び監査計画」の職務分担に従い監査を実施しました。

### （1）重要な会議への出席

全監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べました。また、監査役会では、執行部門から取締役会付議案件の事前説明を受け、必要に応じて意見を述べるとともに、監査役相互間で適宜意見交換を実施しました。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び役職員の職務執行状況を把握するため、経営会議、戦略会議、全社投融资委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

### （2）経営・業務執行責任者との意見交換

常勤監査役は、会長、社長執行役員及びコーポレートグループのグループ長等と定期的打合せを持ち、経営方針、会社が対処すべき課題について意見交換をしました。

### （3）往査

コーポレートグループや営業グループの組織の長など64名から業務及び財産の状況、法令等遵守体制並びに損失危険管理体制等、職務の執行状況を聴取し、調査しました。国内外の地域組織合計で16か所（国内6か所／海外10か所）及び事業会社合計で26社（国内15社／海外11社）ヒヤリングを実施し、主管者（子会社の代表取締役を含む）等から組織運営状況・課題や内部統制の整備・運用状況などを聴取し、現場を視察しました。また、業務執行に関する起案文書、報告文書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて報告者に説明を求めました。

### （4）内部監査組織との連携

内部監査組織に年度監査計画の提出を求め、定期的に情報交換を行うとともに、監査役会において内部監査の結果に関する報告を受け、監査役監査目的達成のため、内部監査を活用しました。

### （5）会計監査人との連携

会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する報告を適時かつ随時に受領できるようにし、重要な子会社の監査上の論点、内部統制監査報告などの論点につき積極的に意見及び情報の交換を行いました。

#### （６）子会社等監査役との連携

当社が子会社等に派遣している常勤監査役とは、情報連絡会や個社単位の打合せなどを通じて意見交換及び情報交換を行いました。また、当社派遣監査役による監査活動報告書の供覧を受け、子会社等の経営状況・監査実施状況の把握に努めました。

#### 監査等委員会への移行

本総会において監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行します。これに伴い、監査役会は監査等委員会に移行します。監査等委員会は、取締役会と協働して会社の監督機能を担うとともに、株主の負託を受けて取締役の職務の執行を監督する独立の法定機関です。さまざまなステークホルダーの利害に配慮しつつ、その職務を適正に執行することにより、当社及び当社グループのコーポレートガバナンス体制を一層充実させ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値創出の実現により、社会的信頼に応えるべく努めてまいります。